

令和3年度第3回理事会の開催

令和3年度第3回理事会が令和3年6月23日、明治記念館・末広の間においてWEB併用にて開催された。本理事会では、決議事項として2議案について諮られ、承認された。連絡事項として当面の主要会議等の開催計画に関する件の説明がなされた。第3回理事会の議事概要は下記のとおりである。

令和3年度第3回理事会の議事概要

I 日時：令和3年6月23日(水) 16:30～17:00

II 場所：明治記念館・末広の間

III 出席者：(*はオンラインによる出席者)

【理事】

石黒利治, 上野弘道*, 浦山良雄*, 大林清幸*, 加地祥文, 草場治雄*, 藏内勇夫, 栗本まさ子, 佐伯潤, 境政人, 佐藤れえ子*, 佐野明彦*, 砂原和文*, 高橋徹, 田中尚秋*, 烏海弘, 西川治彦*, 宮澤隆*, 村中志朗, 吉岡豊, 横尾彰

【監事】宇佐美晃*, 小山田富弥*, 柴山隆史*

【顧問】酒井健夫

IV 議事：

【決議事項】

第1号議案 代表理事及び執行理事等の選定に関する件

第2号議案 顧問の委嘱に関する件

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 その他

V 議長就任：

事務局から、本理事会は、本会定款第37条第1項第5号に定める、代表理事及び執行理事の選定を行うための理事会であり、本日は理事の総数21名(会場出席10名、WEB出席10名、欠席1名)、監事総数3名が出席しており、定款第41条に規定する定足数(理事現在数の過半数の出席)を満たしていることから、理事会が成立する旨報告された。

なお、定款第40条により会長が理事会の議長に就任することとされているが、選任前なので、代表理事である会長が選定されるまで、前会長の藏内理事が仮議長に就任して進行することとし、また、定款第45条の規定に基づき本日、選定する会長及び監事に議事録に署名・押印を依頼したい旨説明がなされ、以降、藏内理事が議事を進行した。

VI 議事：

【決議事項】

第1号議案 代表理事及び執行理事等の選定に関する件

議案の1 代表理事及び執行理事の選定

事務局から、選出区分を会長として選任された藏内勇夫理事を代表理事として選定すること並びに執行理事19名について諮られ、満場一致で承認された。以降、藏内会長が正式に議長に就任した。

議案の2 副会長及び専務理事の選定

事務局から、副会長の選出区分である、砂原和文理事、村中志朗理事を副会長に、副会長及び専務理事の選出区分である境政人理事を、副会長兼専務理事に選定することについて諮られ、満場一致で承認された。

議案の3 地区理事及び職域理事の選定

事務局から、選任された執行理事の中から、地区理事及び職域理事の名簿が示され、掲載のとおり選定することについて諮られ、満場一致で承認された。

第2号議案 顧問の委嘱に関する件

事務局から、定款第34条第1項で「本会に顧問若干名を置くことができる。」とされ、第2項で「顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て任期を定め、たうえて会長が委嘱する。」と規定されていることに基づき、現顧問である北村直人前衆議院議員及び酒井健夫日本大学名誉教授の顧問の委嘱が諮られ、併せて、任期については、会長が顧問に委嘱した日から2年後の通常総会までである旨が提案され、満場一致で承認された。

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

事務局から、当面の主要会議等の開催計画について説明がなされた。

2 その他

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関について、次の意見が述べられた。

ア 指定登録機関として、マイクロチップの新しいシステムを構築するための高額な経費の問題や、以前のAIPOとは別の仕組みであるという点、そして、

AIPOですすでに登録されているデータを新システムへどう取り入れていくのか等々の課題について、新体制の執行部と理事による細かな話し合いを行い、55 地方獣医師会に対してわかりやすく説明できるようにしっかりとご検討いただきたい。

イ 指定登録機関としての新体制は事業運営に非常に有効と考えるが、狂犬病予防事業とのワンストップサービスなどを考えると、個々の地方獣医師会が新たな設備投資や人員の補充の対応をとることは非常に難しいため、その点も踏まえて、いち早く詳細についてのアナウンスをすべきである。

(2) これに対し、境副会長兼専務理事から、次の説明がなされた。

ア 新システム整備に対する高額な費用について、これから具体的なシステム構築の話を専門の業者と詰めていくが、今回、指定登録機関に正式に指定されたことから、改めて業者と詳細を詰めた上で理事会等に諮りたいと考えている。

イ 現在の 250 万頭分の AIPO 登録についても、環

境省からは、できる限り法に基づく登録制度の中に取り込んでほしいと要望されている。ただし、現在登録のある飼い主に必ずしも連絡がとれるとは限らないため、新制度への登録について周知を図り、新制度の方に移行していくよう対応したい。また、マイクロチップの登録を行っている他の民間団体についてもできるだけ本会の法定登録システムに一本化できるよう、各団体と調整を進めてまいりたい。

ウ マイクロチップ及び狂犬病予防事業の一括対応については、早急に地方獣医師会への説明の場を設け、地方獣医師会、会員構成獣医師、一般の方々にもご理解いただきたいと考えている。

エ AIPO については、現在民間ベースで行っているが、法の完全施行後においても一般国民への普及啓発は指定登録機関の必須要件となっているため、引き続き構成する各団体と協力しながら対応に努めたい。

【閉 会】

事務局から閉会が告げられた。